

海外勤務の実態と法理

[研究メンバー]

主査	花見 忠	上智大学教授
	高木 剛	全緘同盟常任中央執行委員
	佐々木邦昭	日産自動車（株）海外人事課長
	渡辺 章	東京学芸大学助教授
	野川 忍	東京学芸大学専任講師

[報告書目次]

第 1 章	海外勤務労働問題の実態と法理
第 1 節	海外勤務の実態と法的環境
第 2 節	海外勤務労働の法理論
第 2 章	わが国企業及び労働組合における海外勤務者の処遇の実態
第 1 節	調査方法
第 2 節	調査結果
第 3 章	先進諸外国における海外勤務者の処遇の実態
第 1 節	ヨーロッパ
第 2 節	アメリカ

[内容要旨]

わが国企業から海外に派遣される従業員の数が増大しているが、これら海外勤務者の実態把握は十分でなく、特に労働条件がどのようにして、いかなる基準で決定されているかは明らかでない。また、欧米に比べて多くの組織労働者が派遣されており、組合は彼らの労働条件に関心を持って協議、団交を行うが、こうした協議、交渉の実態や、海外派遣中の組合員の組合内における処遇の状況も明らかでない。

さらに、海外派遣労働者の処遇に関する法律問題は、理論上未解決の問題が多いと思われるが、実務上殆ど問題となつてこなかったもので、理論上の検討は殆どなされていない。海外派遣の法的根拠（就業規則等に根拠規定がなければならぬか等）、労働基準法等の国内労働法、国内の一般就業規則や労働協約がどの程度適用され、また逆に現地の法規、規則、協約等がどの程度適用されるのか、さらに、例えば使用者の配慮義務に基づきいかなる労働条件が適法となるか、等々多くの困難な法律問題が予想される。

このような問題意識の下に、わが国及び先進諸外国の実態を明らかにし、法理論について考察した。

第1章 海外勤務労働問題の実態と法理

第1節 海外勤務の実態と法的環境

- 1 海外勤務の形態と法的根拠： 欧州では海外派遣について特別の契約が締結され勤務の諸条件が個別的に契約書の形で明確化されるのが通常だが、わが国の場合は非公式な従業員の意向打診はあるが新たな契約を締結することは少ない。
- 2 海外派遣の労働条件決定の仕組み： 海外派遣の法的根拠の差は、労働条件決定の仕組みの相違にも現れている（①わが国では派遣元会社との雇用契約が休止するとの意識は殆どない。②海外派遣の勤務条件の特則が置かれているが、全体は国内の就業規則や協定の規定によることが前提である。③海外派遣の労働条件の諸規定はそのまま現実の労働条件となっている；諸外国では最低条件と枠組みを定め、現実の労働条件は個別交渉による余地がある。④このような決定の仕組みの相違の結果欧米では契約の枠組みを定めたモデル契約、基準、指針の類が作成されている。）
- 3 組合員海外派遣に関する労働組合の役割： わが国の組合の方が諸外国よりも大きい。

第2節 海外勤務労働の法理論

- 1 海外派遣の法的根拠： 海外派遣が国内の転勤、出向と同様の手続きで行われる傾向があり、根拠を国内の一般の就業規則や協約の配転・出向に関する規定に求めている。しかし、この様な企業の実態から直ちに海外派遣命令の法的根拠を導き出すことには、なお慎重な検討が必要である。
- 2 就業規則・労働協約の適用関係： 海外勤務者の労働条件は、特別の規程がある部分以外は国内の一般の就業規則や労働協約の規定が適用されると解されるが、①一般の就業規則の規定や労働協約の一部が適用されると解されている場合にその根拠は何か、②一般の就業規則や労働協約のどの部分が適用され、どの部分が適用されないか、③海外勤務者の労働条件を定める規程の法的効力は如何なるものか等の問題を考察する。
- 3 法の適用範囲： 海外派遣労働者の契約上の法律問題は一般的には日本の民法、労基法等により処理されることになるが、労基法8条の「事業」の解釈の問題、属地主義の刑法総則の下での法違反に対する処罰の問題等々を考察する。また現地法が適用される場合についても考察する。

4 海外労働者の組合員としての地位： 海外に派遣された組合員はその地位を保持するのが通常であるが、派遣組合員の権利・義務について組合規約に規定が設けられていないのが一般的。

5 先進諸外国の法理論： ドイツを中心とする先進諸外国の法理論について紹介する。

第2章（並びに第3章） わが国企業及び労働組合における（並びに先進諸外国における）、海外勤務者の処遇の実態

調査は海外勤務労働者の労働条件そのものの実態よりも、これら労働者の労働条件その他の処遇がどのようにして決定され、またこれらの労働者の企業における取扱いについての労働組合の関与の実態・これらの労働者の組合内での取扱いの実態を明らかにすることに主眼を置いて行われた。

国内調査は、企業と労働組合に調査票を送付し回答を分析した上で若干の企業、労働組合についてヒアリングを行った。海外調査は欧州4カ国（イギリス、フランス、西ドイツ、ベルギー）とアメリカの計5カ国を訪れ、それぞれの国の企業、労働組合、国際労働組合組織、担当官庁、関連研究機関等についてヒアリングを行った。